

食品安全委員会第868回会合議事録

1. 日時 令和4年7月26日（火） 14：00～14：35

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「牛ウイルス性下痢ウイルス（*N^{pro}*及び*E^{ns}*遺伝子欠損1型・2型）生ワクチン（ボベラ）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「モサプリド」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全委員会の運営について（令和4年4月から6月まで）

(4) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、藤田リスクコミュニケーション官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%）>

資料1-2 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<牛ウイルス性下痢ウイルス（*N^{pro}*及び*E^{ns}*遺伝子欠損1型・2型）生ワクチン（ボベラ）>

資料2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<モサプリド>

資料3 食品安全委員会の運営について（令和4年4月から6月まで）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第868回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくことにいたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第868回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○込山総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は4点ございます。

資料1-1が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」牛用プロナミド散2%についての資料でございます。資料1-2も「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」でございます。生ワクチン（ボベラ）に関する資料でございます。資料2が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」モサプリドに関するものです。最後に資料3が「食品安全委員会の運営について（令和4年4月から6月まで）」でございます。

以上でございますが、不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 事務局におきまして、令和3年7月1日付で委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 令和3年7月1日以降において確認書の記載事項に変更のある委員はおらず、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%）及び牛ウイルス性下痢ウイルス（*A^{pro}*及び*E^{ns}*遺伝子欠損1型・2型）生ワクチン（ボベラ）です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、初めに、動物用医薬品「クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散2%）」に関する審議結果につきまして、概要を説明いたします。

資料1-1の3ページの要約を御覧ください。牛用プロナミド散2%につきまして、動物用医薬品製造販売承認申請書等を用いて食品健康影響評価を実施いたしました。

本製剤の主剤であるモサプリドクエン酸塩水和物は、食品安全委員会において、モサプリドクエン酸塩としてADIが0.03 mg/kg 体重/日と設定されています。また、クエン酸に対しましては、食品安全委員会におきまして、動物用医薬品及び飼料添加物としてADIを設定する必要はないと評価されています。

本製剤に使用されている添加剤は、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度と考えました。

牛の残留試験におきまして、モサプリドは、肝臓及び小腸で検出されました。代謝物M-1は、肝臓、腎臓及び小腸で検出されました。モサプリド及びM-1ともに、筋肉及び脂肪では全て定量限界未満でした。また、乳汁中では、モサプリドは全て定量限界未満でしたが、代謝物M-1が検出されました。

本製剤の安全性試験及び臨床試験の結果、常用量で適切に使用する場合、本製剤の投与による牛に対する安全性に問題はないと考えました。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたと結論をまとめております。

事務局より補足説明をお願いいたします。

○前間評価第二課長 それでは、お手元の資料1-1に基づきまして補足の御説明をいたします。

資料1-1の2ページ、審議の経緯を御覧ください。牛用プロナミド散2%は、2022年5月に農林水産大臣から動物用医薬品の製造販売承認に係る評価要請を受け、その後、第

253回の動物用医薬品専門調査会における審議を経て、本日御報告するものです。

4 ページのⅠ．評価対象動物用医薬品の概要の5．開発の経緯及び使用状況を御覧ください。本製剤は、牛における第一胃の運動機能低下の改善を目的とした動物用医薬品として開発されたものです。主剤のモサプリドクエン酸塩水和物はモルホリン環を有するベンズアミド化合物をクエン酸塩としたもので、消化管運動促進薬として用いられます。

日本では、消化管運動機能改善薬として人用医薬品が承認されており、動物用医薬品としては、イヌ並びに馬の製剤が承認されています。海外では、動物用医薬品としての使用はありません。

5 ページからのⅡ．安全性に係る知見の概要の1．人に対する安全性を御覧ください。

(1) 主剤はモサプリドクエン酸塩水和物で、体内で速やかにクエン酸と遊離してモサプリドとして吸収され、セロトニン4受容体を刺激してアセチルコリンを遊離させ、胃腸の運動を活発にすると考えられています。モサプリドは、食品安全委員会においてモサプリドクエン酸塩として0.03 mg/kg 体重/日のADIが設定されており、また、クエン酸は食品安全委員会においてADIを設定する必要はなく、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留しその食品を摂取することにより人の健康を損なうおそれがないことが明らかであると評価されています。

(2) の添加剤は、流動化剤として形質無水ケイ酸及び賦形剤として乾燥酵母細胞壁が使用されています。流動化剤は、食品添加物や医療用添加物として使用されているほか、JECFAにおいてADIを特定しないとされている成分です。賦形剤は動物用ワクチンの添加剤として過去に食品安全委員会で評価されており、食品として摂取される成分です。

これらのことから、本製剤の概要成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度とまとめています。

5 ページの2．残留試験を御覧ください。(1) の試験は4から5か月齢の牛に本製剤を1日2回、3日間強制経口投与し、投与終了1日後から4日後までの組織中のモサプリド及び代謝物M-1の残留を測定したものです。2か所で同様の試験を実施しており、結果はそれぞれ6ページの表1及び7ページの表2に示しております。

モサプリドは肝臓及び小腸で検出されました。代謝物M-1は肝臓、腎臓及び小腸で検出されました。モサプリド、M-1ともに筋肉及び脂肪では全て定量限界未満でした。

7 ページの(2) 残留試験では、雌牛に本製剤を1日2回、3日間強制経口投与し、投与開始前から経時的に採取した乳汁中のモサプリド及び代謝物M-1の濃度を測定したものです。2か所で同様の試験を実施しており、結果はそれぞれ8ページの表3及び表4に示しています。乳汁より代謝物M-1が検出されましたが、モサプリドは定量限界未満であり、検出されませんでした。

8 ページ、3．牛に対する安全性を御覧ください。(1) 安全性試験では、5か月齢の牛に本製剤の常用量または常用3倍量を1日2回、3日間強制経口投与した結果、一般状態、体重、血液検査等において異常は見られませんでした。対照群も含め、各群一、二頭

で剖検及び病理組織学的検査において軽度の気管支肺炎が見られましたが、群間で差はなく、本製剤投与に起因するものではないと判断されています。

以上より、本製剤を常用量及び常用3倍量投与しても、牛に対する安全性に問題はないと考えました。

9ページの(2)臨床試験は、国内4施設において対照群を含む114頭で実施されました。一般状態、体温等は特記すべき変化はなく、被験薬群において2例の有害事象が発生しましたが、乳熱による起立不能及び事故死であり、いずれも投与との因果関係はないと判断されています。

以上より、本製剤を臨床試験における用法用量の範囲で使用する場合、牛に対する安全性に問題はないと考えました。

11ページ、Ⅲ．食品健康影響評価を御覧ください。先ほど浅野委員から御説明いただいたとおり、結論といたしましては、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたとまとめております。

牛用プロナミド散2%の補足説明は以上です。

○浅野委員 続きまして、動物用医薬品「牛ウイルス性下痢ウイルス (*N^{pro}*及び*E^{ns}*遺伝子欠損1型・2型)生ワクチン(ボベラ)」に関する審議結果につきまして、概要を説明いたします。

資料1-2の3ページの要約を御覧ください。ボベラにつきまして、動物用医薬品製造販売承認申請書等を用いて食品健康影響評価を実施いたしました。

本製剤の主剤の製造用株は、それぞれ病原性の牛ウイルス性下痢ウイルス、すなわちBVDVを親株として*N^{pro}*遺伝子の最初の4アミノ酸の配列を除く全てと、*E^{ns}*遺伝子の349番目のコドンの3塩基を欠損させた遺伝子組換えウイルスになります。

これらの製造用株は外来性遺伝子を一切含まず、目的の遺伝子領域の欠損による弱毒化以外はBVDVの特性を受け継いでいると考えられます。BVDVの宿主域は偶蹄類であり人に対する病原性はなく、牛ウイルス性下痢症は人獣共通感染症とみなされてはおりません。

また、BVDVには有害な生理活性物質の生産性についての報告はなく、製造用株も同様と考えられ、さらに、遺伝子配列のデータベース検索でも、アレルギー物質に相同性の高い配列は確認されないことが示されています。

以上のことから、本製剤の製造用株は、人に対する病原性はないと考えられました。

本製剤に使用されている添加剤等は、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度と考えられました。

牛を対象とした安全性試験等におきまして、本製剤の接種に起因する牛への影響として、特に問題となる所見は認められませんでした。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおきましては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたと結論をまとめております。

事務局より補足説明をお願いいたします。

○前問評価第二課長 それでは、お手元の資料1-2に基づきまして補足の御説明をいたします。

資料1-2、2ページ、審議の経緯を御覧ください。ボベラは、2022年5月に農林水産大臣から動物用医薬品の製造販売承認に係る評価要請を受け、その後、第253回の動物用医薬品専門調査会における審議を経て、本日、御報告するものです。

4ページのI. 評価対象動物用医薬品の概要の5. 開発の経緯を御覧ください。牛ウイルス性下痢、すなわちBVDは、フラビウイルス科ペスチウイルス属に分類される牛ウイルス性下痢ウイルス、すなわちBVDVを原因とする家畜の監視伝染病です。

本製剤は、BVDVの2つの遺伝子型の病原性株を親株としてそれぞれを弱毒化した遺伝子組換えウイルスから成るBVD2価生ワクチンです。本製剤は海外において2014年に欧州で承認を取得し、2015年の上市以降、2020年7月末時点の世界各国における累計販売量はおよそ1500万ドーズとなっています。

6ページからのII. 安全性に係る知見の概要の1. 人に対する安全性を御覧ください。

(1) 主剤である製造用株は病原性株を親株として、*N^{pro}*遺伝子のC末端164アミノ酸及び*E^{ns}*遺伝子の349番目のヒスチジンを欠損させた遺伝子組換えウイルス株です。

製造用株は欠損により弱毒化され、病原性を示さないことが確認されています。また、外来性遺伝子を一切含まず、親株に新たな性質は付加されていないと考えられます。BVDVの宿主域は偶蹄類であり人に対しての病原性はなく、BVDは食品安全委員会における過去の評価においても人獣共通感染症とみなされておられません。また、カルタヘナ法に基づいた第一種使用規程の承認申請に係る審査において、製造用株は目的の遺伝子領域の欠損による影響以外はBVDVの特性を受け継いでいて有害物質の産生はないと考えられること、さらに、遺伝子配列のデータベース検索では、アレルギー物質に相同性の高い配列は確認されないことが示されています。

以上より、主剤の製造用株は、人に対する病原性はないと考えられました。

7ページ(2) 添加剤等を御覧ください。添加剤として使用されている安定剤及び溶剤の組成成分は、いずれも動物用ワクチンの添加剤として過去に食品安全委員会で評価されており、食品、食品から通常摂取される成分、食品添加物またはADIの設定が不要とされている成分です。したがって、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度とまとめました。

7ページ、2. 牛に対する安全性を御覧ください。(1)の安全性に関する試験では、①高用量反復注射安全性試験において2から3か月齢の牛に、②高用量繁殖安全性試験において、妊娠中の牛に常用量より多い量の被験薬を投与した結果、①については被験薬投与に関連した有害事例は認められず、②は血小板や白血球の減少が一部の牛に見られたものの、重度の臨床症状は確認されませんでした。

以上より、本製剤の投与による牛に対する安全性に問題はないと考えたとまとめました。

9ページ、(2) 臨床試験は、国内10か所において、肉牛及び乳牛を用いて3か月齢以上の子牛、妊娠牛または人工授精前の雌牛を対象として、対照群を含む計176頭で実施されました。全ての牛で体温や食欲等に異常は認められず、先天性異常を有した新生児の娩出もありませんでした。

以上から、本製剤の投与による3か月齢以上の子牛及び妊娠牛に対する臨床上の安全性に問題はないと考えたとまとめました。

10ページ、3. 本遺伝子組換えウイルスの*in vitro*及び*in vivo*遺伝学的安定性を御覧ください。遺伝子組換え株を*in vitro*で5代継代したもの、動物接種により継代したものと継代前のもので、それぞれの株の欠損部分はそのまま保存されていました。また、製造用株と野外分離株間での遺伝子組換えは生じないことが確認されています。

同じく10ページの4. その他の知見では、病原性復帰確認試験が実施され、病原性復帰が否定されています。また、乳汁中へのワクチン株の排泄を評価した試験で、乳汁を介した感染も否定されています。

12ページのⅢ. 食品健康影響評価を御覧ください。先ほど浅野委員から御説明いただいたとおり、結論は、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたとまとめております。これまでがボベラの説明です。

先に説明をいたしました牛用プロナミド散2%とボベラにつきましては、よろしければ明日、7月27日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、今回のこの2件につきまして、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

動物用医薬品「モサプリド」については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○前問評価第二課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして補足説明いたします。

3ページをお願いします。審議の経緯です。モサプリドについては、2014年に既に評価を行い、結果を厚生労働省に通知しているところです。今回、先ほど御審議いただいた動物用医薬品「牛用プロナミド散2%」の承認申請があり、それに伴う残留基準の設定について、2022年5月に厚生労働大臣からの評価要請を受け、6月27日に開催された第253回「動物用医薬品専門調査会」において第2版が取りまとめられました。今回新たに追記した牛の薬物動態を中心に御説明致します。

15ページをお願いします。(5)薬物動態試験(牛)の①吸収を御覧ください。3頭の牛にモサプリドクエン酸塩製剤を単回強制経口投与し、血漿中のモサプリド及び代謝物M-1の薬物動態パラメータが検討されました。モサプリドは投与後15分後に全例から検出され、投与15から45分後に最大濃度に達した後、速やかに低下し、投与2時間後から4時間後に定量限界未満となりました。

代謝物M-1は、投与30分後に全例から検出され、投与24時間後に3例中2例で定量限界未満となりました。3例中1例は投与8時間後に一度定量限界未満となりましたが、投与24時間後に定量限界を超える値が検出されました。

②分布を御覧ください。牛にモサプリドクエン酸塩製剤を単回強制経口投与し、投与1時間後にモサプリドと代謝物M-1の組織分布を検討した試験です。モサプリドの濃度は胃及び肝臓で高く、筋肉は定量限界未満でした。代謝物M-1の濃度は肝臓及び腎臓で高く、筋肉、脂肪及び第三胃は定量限界未満でした。

16ページ、③排泄を御覧ください。牛にモサプリドクエン酸塩製剤を単回強制経口投与し、投与72時間後までの尿及び糞中排泄率を調べた試験です。投与72時間後までの糞尿中へのモサプリド及び代謝物M-1の総排泄率は、投与量の16.03%でした。

22ページの2. 残留試験を御覧ください。(1)(2)で牛の残留試験が記載されておりますが、牛用プロナミド散2%で御説明した残留試験と同じ試験となりますので、説明は割愛致します。

特記すべき点といたしまして、(1)組織中の残留試験において、肝臓及び小腸からはモサプリド及び代謝物M-1が検出され、腎臓からはモサプリドは検出されず、代謝物M-1のみが検出されたことと、(2)乳汁中の残留試験において、乳汁よりモサプリドは検出されず、代謝物M-1のみが検出されたことです。

28ページ、3. 遺伝毒性試験を御覧ください。表26に結果が示されておりますが、今回、動物用医薬品専門調査会においてM-1の遺伝毒性についても考慮し、*in vitro*及び*in vivo*の遺伝毒性試験の結果は代謝系の有無にかかわらずいずれの陰性であることから、モサプリドクエン酸塩及びM-1は生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えられたと結論として、M-1の遺伝毒性について追記しております。

49ページからⅢ. 食品健康影響評価です。

51ページ中ほどにある2つ目のパラグラフを御覧ください。牛の残留試験においてモサ

プリドと代謝物M-1が肝臓等で同程度検出され、特に腎臓及び乳汁では代謝物M-1のみが検出されたことから、代謝物M-1は10%TRRを超える代謝物である可能性が高いと考えました。また、代謝物M-1はマウスにおける急性毒性試験においてLD₅₀が腹腔内投与ではモサプリドの約0.5倍で、静脈内投与ではモサプリドの1.8倍であり、モサプリドと代謝物M-1との間で毒性に大きな差がなかったことから、代謝物M-1の毒性はモサプリドと同程度であると考えました。

以上のことから、モサプリド及び代謝物M-1をばく露評価対象物質と設定しております。

結論については、52ページですが、ラットを用いた104週間発がん性試験に基づくNOAEL、モサプリドクエン酸塩として3 mg/kg 体重/日を根拠とし、安全係数100で除したモサプリドクエン酸塩として0.03 mg/kg 体重/日をADIに設定しております。

したがって、この動物用医薬品モサプリドの改版につきましては、評価結果のADIに変更がないことから、食品安全委員会決定を踏まえまして、意見、情報の募集は行わず、この結果を関係機関に通知したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちモサプリドクエン酸塩の許容一日摂取量を0.03 mg/kg 体重/日とするということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) 食品安全委員会の運営について(令和4年4月から6月まで)

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について(令和4年4月から6月まで)」です。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○込山総務課長 資料3をお開きください。食品安全委員会の運営について、令和4年4月から6月についての御報告を申し上げます。

まず、食品安全委員会での御審議の状況です。1ページ、4月の開催状況を記しており

ます。開催回数は3回ございました。そしてまた、要請案件等を4品目受けまして、結果通知案件が3品目でございました。また、その他といたしまして、3年度第4四半期の運営状況についての御報告も申し上げたところでございます。

2ページにお移りいただきまして、5月の開催状況でございます。5月は4回開催いたしました。要請案件として11品目の要請を受けました。そして、結果通知案件が16品目ございました。このうち例えば添加物について1品目ございました、25-ヒドロキシコレカルシフェロールにつきましては、栄養強化剤としてカプセル・錠剤等の形態で使用するということもある中で、より多量、高頻度に摂取するおそれがあるということ。また、妊婦さんの摂取に当たっての事故があること。そういったことを踏まえ、リスク管理機関において、きちんと管理措置について改めて検討する必要があるということから、栄養成分関連添加剤として使用することには懸念があるという旨の御意見をいただいたところでございます。

また、農薬につきまして8品目、農薬添加剤としての1品目についても御審議いただきまして、こちらに書いてあるようなADI等を設定していただいたところでございます。

また同様に3ページですが、動物用医薬品3品目についての御審議も頂戴いたしました。一番上の注射用ビクシリンでございますけれども、こちらは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度との御判断を頂戴しました。ただ、こちらはβラクタム系抗生物質ということもありまして、薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価に留意する必要があるという旨の御意見も頂戴したところでございます。

3ページ一番下でございます、動物用医薬品及び飼料添加物としての一品目、また、4ページ、飼料添加物として1品目、またさらに遺伝子組換え食品1品目についての御審議も頂戴いたしました。

また、5月には厚生労働省から令和3年度の食中毒発生状況の概要についての報告を受けたところでございます。

4ページ中ほど、6月の開催状況です。6月は4回開催いたしました。要請案件として1案件プラス3品目の要請をいただいております。これに対しまして、結果通知といたしまして8品目の通知をいたしました。また、2つの案件についての状況報告等を行いました。

具体的には、まず案件といたしまして、令和3年度の食品安全委員会運営状況の報告、同様に3年度の緊急時対応訓練結果報告を申し上げたところでございます。また、農薬4品目についての御審議をいただきました。

そして、5ページにお移りいただきまして、動物用医薬品1品目、遺伝子組換え食品等3品目の御審議を頂戴したところでございます。

その他といたしまして、ベンチマークドーズ法の活用に関する指針の改正、微生物等に関する食品健康影響評価指針の決定ということも頂戴したところでございます。また、食

品安全モニターからの随時報告、令和3年4月から令和4年3月分についての御報告を申し上げます。

6ページです。専門調査会、それぞれの運営状況について表にまとめてございます。内容については割愛させていただきます。

また、7ページ、意見交換会等の開催状況でございます。講師派遣としまして4回、訪問学習として1回開催してございます。

8ページ以降が情報提供についての実績でございます。8ページ(1)がFacebookの掲載状況、4月には19記事、5月は13記事、6月は21記事となっております。

同様に、11ページでございますが、Twitterへの掲載が4月は7記事、5月は8記事となっております、さらに12ページ、6月には5記事となっております。

13ページです。YouTubeにも動画配信を引き続き行ってございます。4月から6月に公開した内容についてはこちらの表に掲げているとおりでございまして、視聴回数等についても参考までに掲載してございます。

最後になりますけれども、14ページ、参考でございます。いつもの資料でございますけれども、これまでの審議状況を踏まえまして、2022年6月30日現在での審議状況を一覧にまとめているところでございます。

雑駁でございますが、報告は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

どうも御報告ありがとうございました。

(4) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○込山総務課長 本日は特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、8月2日火曜日14時から開催を予定しております。

また、27日水曜日14時及び15時から「肥料・資料等専門調査会」が、28日木曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、それぞれウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第868回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。